

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の者から申請があった県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成29年3月24日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 堀 井 啓 一

1 横手市下八丁字南樋掛150番地1 高橋栄一ほか15人

(1) 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（境町西部地区農業競争力強化基盤整備事業（経営体育成型））計画書の写し

(2) 縦覧期間 平成29年3月27日から同年4月21日まで（日曜日、土曜日を除く。）

(3) 縦覧場所 横手市役所平鹿地域振興局庁舎

2 横手市大森町袴形字南越前林66番地 高田清茂ほか15人

(1) 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（山城堰地区ため池等整備（河川工作物応急対策）事業）計画書の写し

(2) 縦覧期間 平成29年3月27日から同年4月21日まで（日曜日、土曜日を除く。）

(3) 縦覧場所 横手市役所平鹿地域振興局庁舎